

令和5年9月21日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和5年度9月期）

総務省は、令和5年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月21日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

21,461百万円

2 現金交付

令和5年9月28日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：高梨課長補佐・中田

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和5年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	512	488
2 青森	142	69
3 岩手	154	76
4 宮城	173	196
5 秋田	118	58
6 山形	149	74
7 福島	213	102
8 茨城	305	153
9 栃木	216	108
10 群馬	354	177
11 埼玉	678	459
12 千葉	572	375
13 東京	1,327	663
14 神奈川	590	820
15 新潟	172	168
16 富山	114	57
17 石川	118	59
18 福井	73	36
19 山梨	93	46
20 長野	263	125
21 岐阜	188	93
22 静岡	470	501
23 愛知	781	669
24 三重	163	81
25 滋賀	137	68
26 京都	149	184
27 大阪	760	764
28 兵庫	565	449
29 奈良	132	63
30 和歌山	81	39
31 鳥取	54	25
32 島根	76	37
33 岡山	164	166
34 広島	197	199
35 山口	131	65
36 徳島	94	45
37 香川	120	60
38 愛媛	129	64
39 高知	71	33
40 福岡	529	587
41 佐賀	129	65
42 長崎	136	68
43 熊本	131	144
44 大分	134	67
45 宮崎	174	87
46 鹿児島	198	98
47 沖縄	135	66
合計	12,366	9,095

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

